

件名	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地域再生法の一部を改正する法律（平成27年6月26日公布、平成27年8月10日施行） 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令 （平成27年8月31日公布、平成27年8月31日施行）
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>1 趣旨 認定地域再生計画に記載されている地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域における県税の特別措置（事業税・不動産取得税：不均一課税）について定める。</p> <p>2 事業税・不動産取得税の特別措置  (1) 地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令第2条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する事業税に対して不均一課税を適用する。  (2) 地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税に対して不均一課税を適用する。</p> <p>3 申告 事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告があった場合に限り、特別措置を適用する。</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b> (要件)</p> <p>(移転型事業・拡充型事業共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新設又は増設した設備の取得価額が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以上。</li> <li>○地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者</li> <li>○特定業務施設において常時雇用する従業者数10人以上（中小企業者は5人以上）</li> <li>○地方活力向上地域特定業務施設整備計画実施期間中に増加されると見込まれる常時雇用する従業者数10人以上（中小企業者は5人以上）</li> </ul> <p>（※中小企業者：資本金1億円以下）</p> <p>(移転型事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京23区内の事業所が移転したものであること。</li> <li>○対象施設において増加させる常時雇用する従業者数の過半数が東京23区内の事業所からの転勤者であること。</li> </ul>	